

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年2月18日開催 日本損害保険協会〕

### 1. 自然災害リスクへの対応について

- 2月13日に発生した地震により被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し福島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 各社におかれては、対策本部の設置や、損害調査に係る体制構築など、迅速かつ適切な保険金の支払いに向けた取組みを行っていただいているところと承知。コロナ禍での損害調査活動は難しい側面があると承知しているが、先ほど申し上げた要請も踏まえ、引き続き、被災者の声やニーズを十分に把握の上、きめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- 次に、自然災害に係る業界横断の取組みについて申し上げます。金融庁では、日本損害保険協会、損害保険料率算出機構のご協力の下、火災保険における水災リスクに応じた料率細分化のあり方について、外部有識者による懇談会の開催を検討しているところ。
- 水災リスクの料率細分化に当たっては、料率格差が拡大しリスクの高い契約者が保険に加入することが困難になること等も懸念されるため、保険の相互扶助性と保険料負担の公平性とのバランスなどについて、社会的影響、消費者目線なども含めた幅広い観点から検討を行うことが重要である。
- このため、外部有識者による懇談会には学識経験者、消費者問題専門家、弁護士等に参加いただき、水災リスクに応じた料率細分化のあり方や水災料率細分化商品の導入における留意点等について外部の中立的な意見を取りまとめ、損害保険料率算出機構や各社における取組みの参考としていただきたいと考えている。

- 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構をはじめ、関係者の皆様には、引き続きご協力をお願いしたい。

## 2. 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1月7日、1都3県を対象に緊急事態宣言が発出され、その後、14日より対象が7府県にも拡大、さらには栃木県を除く10都府県について3月7日まで延長されたところ。
- 緊急事態宣言を踏まえて、1月7日に、金融担当大臣より、緊急事態宣言下での対顧客業務について、緊急事態宣言対象区域に限らず感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、極力対面によるサービス提供を避け、リモート機能を最大限活用しつつ必要な金融業務を継続していただきたい旨、要請させていただいた。
- こうしたことを受け、各社におかれては、前回の緊急事態宣言時と同様に、全国を対象として非対面手続きの範囲拡大や契約・支払い時の書類省略などの弾力的な対応を行うとともに、2021年3月末日まで最長約3か月の契約更改手続きや保険料払込を猶予する特別取扱いを実施していただいているものと承知している。
- あらためて各社及び取りまとめを行っていただいた損保協会の迅速な対応に感謝申し上げるとともに、顧客対応の実効性をより高める観点から、前回の緊急事態宣言時の振り返りも含めて、気づきの点を申し上げます。
  - ・ 非対面手続きの弾力的対応については、従来から大規模自然災害等の緊急的な措置として実施していたものであるが、with コロナ・after コロナの環境下においては、感染拡大防止の観点からも、積極的に日常的な業務運営に取り込むことを検討いただきたい。各社とも、既にIT活用等による非対面スキームの構築に注力されているところと承知しているが、取組みをより加速し、対面・非対面の balan

スのとれた顧客対応のあり方を確立していただきたい。

- ・ 保険料払込猶予等については、緊急事態宣言の発出に伴う営業時間短縮や移動制限等の影響により、様々な経済的な影響が想定される中、顧客に寄り添った対応として効果を期待している。他方、代理店を主要なチャネルとする損保会社において、猶予等の実効性を確保するためには、その内容を迅速かつ正確にチャネルの末端まで徹底し顧客に周知することが重要。各社におかれては、引き続き、第一線における運用状況を適宜に把握し、取扱いの実効性確保に努めていただきたい。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等が改正され、本年2月13日に施行されたところ。この改正により、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変わったことにより、約款文言上、保険金支払い対象から外れることも考えられる。柔軟な保険約款の適用を含め、引き続き、顧客ニーズを踏まえた補償の提供を継続していただきたい。

### 3. ビジネスモデルについて

- 2020 事務年度においては、自然災害の頻発化・激甚化や自動車保険マーケットの縮小等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を含めた事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について対話をさせていただいている。
- 事務年度前半においては、まず大手社と、経営陣を含め対話を実施させていただいているので、現時点の所感を申し上げる。

(感染拡大による業績への影響)

- ・ 2020 年度において、国内事業では、各社とも海外旅行・物流等の減少により、傷害・海上保険等の収入保険料は減少したものの、火災保険の料率引き上げや外出自粛による自動車保険の事故率の低

下等のプラス要因があり、足元での影響は軽微である。一方で、海外事業では、興行中止保険、利益保険等の多額の保険金支払が生じ、業績には一定影響が生じており、連結決算では各グループ減益見込みと認識している。

- ・ 中長期的にも、例えば、海外事業で、興行中止保険や利益保険等での免責化を進めるなど、一定の対策がとられていることもあり、現段階で想定できる具体的な影響は限定的な見込みと聞いている。他方で、感染拡大の終息が見えない状況下で、今後の事業環境の変化は不透明であり、既に各社ともさまざまな取組みを行っているところと認識しているが、デジタル化への一層の取り組みや今後想定される新たな顧客ニーズの取り込みなど、先を見据えて早期に対策を検討していくことが重要ではないかと考えている。

#### (感染拡大への対応状況)

- ・ 各社のこれまでの対応としては、非対面・非接触の募集ニーズを踏まえ、代理店システムのインフラ整備等のデジタル化を更に推進。募集以外でも事務処理等の RPA 化や保険請求手続きの Web 完結など、従来から取り組んできたデジタル化の動きを一層加速させ、経営効率化に寄与してきていると認識している。

#### (対応状況を踏まえた課題)

- ・ 依然として、高齢者等を中心に対面での募集を望む顧客も少なくなく、対面・非対面のバランスが重要となっており、また、デジタル化に対応できない代理店等の管理にも課題があると認識している。
- ・ また、こうした効率化の結果、業務フローが大きく変化しており、これに伴う新たなリスクの発現の有無の確認・対応も必要と考えている。

#### (感染拡大に伴う商品戦略)

- ・ 商品戦略については、with コロナ・after コロナにおける新たな顧客ニーズを想定し、例えば、事業者向けの休業補償や費用補償、

国内旅行等を対象とした費用補償など、各社とも新たな商品開発を展開しているものと認識している。

- ・ 今後とも、新しい生活様式・環境変化やこれに伴う新たな顧客ニーズ等を想定した上で、これをビジネスチャンスとして、積極的な商品の提供をお願いしたい。
- 当庁としては、今後、こうした課題認識を踏まえて各社と中期経営計画や年次計画等に基づく対話を行う予定。自然災害や自動車保険マーケット等の課題も含め、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた今後の戦略等について引き続き対話を継続してまいりたい。
- なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、大手社以外の社についても、現在、既に一部の社を対象にご提出いただいたアンケートをもとに分析を進めているところであり、今後対話を行ってまいりたいので、ご協力をお願いしたい。

#### 4. グループガバナンスについて

- 近年、大手損保グループを中心として、海外事業のウェイトの増加傾向がみられ、各グループにおける海外子会社まで含めたガバナンスのより一層の強化が求められている。このため、2020 事務年度においては、2019 事務年度のモニタリングにて認識した課題のフォローアップに加え、2020 年 10 月に公表した IAIGs 等向けモニタリングレポートに示した「モニタリングの具体的な着眼点」を中心に、大手保険グループのモニタリングを実施しているところ。
- 現時点での所感を述べると、2019 事務年度においては、各グループとも M&A による本格的な海外進出後一定期間が経過する中、既存のガバナンス態勢を強化する社、グループでの管理体制を大きく見直す社など様々であった。
- これを受け、2020 事務年度においてモニタリングを継続したところ、IAIGs 等向けモニタリングレポートの「モニタリングの具体的な着眼

点」としている意思疎通・情報共有の仕組み構築について、子会社の事業計画・リスク等の情報を適時に入手・共有する仕組みや、子会社の経営計画及び業務執行等に適切に関与できる仕組みの構築に向けた取り組みなど、各社とも必要な体制整備について一定の進捗が認められた。

- 他方で、こうした体制が実効的に機能することが重要であることは言うまでもない。
- この点、内部統制の観点からは、
  - ・ 多くの社で（全社レベルのみならず）業務プロセスに踏み込んだ評価を実施していることを確認できた。
  - ・ グループ共通の最低限の目線で内部統制の評価・改善を図る枠組みについては、既にそうした枠組みの運用を開始している社がある一方、体制の構築に向けた取り組みを現在進めている社も見受けられた。
- 以上を踏まえ、2020 事務年度の後半においては、各グループの子会社管理体制の実効性発揮状況や内部統制について、引き続き、モニタリングを実施し、監督カレッジへの対応を進めるとともに、モニタリングレポートを公表することとしたい。併せて、再建計画の策定についても、引き続き検討を行いたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

## 5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 昨年 12 月 11 日に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改正案を公表し、1 月 22 日までパブリックコメントを実施した。2 月中にガイドラインを改正するほか、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3 月末を目途に FAQ を公表予定である。
- また、本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、本年 3 月末時点の取引等実態に関する定量・定性情報について、5 月下旬までに報告いただく予定。なお、ガイドライン改正を踏まえた

報告様式の変更等について検討中である。

- FATF による「第4次対日相互審査」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本年2月に予定されていた結果に関する議論を更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表した。
- 各金融機関には、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理など、リスクベース・アプローチに基づく一層の取組みを期待する。

## 6. サステナブルファイナンスに係る国際的な動向について

- 本年は、11月に英国で開催される気候変動枠組条約締約国会議（COP26）に向けて、各国における気候変動対策の動きが加速するとみられる。
- 脱炭素に向けた民間資金動員、気候関連開示の推進、金融機関の気候関連リスク管理といった観点を中心に、気候変動関連ファイナンスへの国際的な関心は、今後一層高まる見込み。従前から、欧州の取組みが先行していたが、米国でも、昨年秋に米国連邦準備理事会（FRB）が公表した金融安定報告書において、金融安定リスクの一つとして初めて気候変動が取り上げられたほか、バイデン新政権も気候問題を主要課題と位置付け、既にパリ協定への復帰や2050年までのネットゼロ達成を前提とした政策を進める文書に署名した。大統領選挙時の民主党政策要綱においても、上場企業に対する気候関連リスクと温室効果ガス排出量の開示義務化を掲げていた。
- 保険分野においては、持続可能な保険フォーラム（SIF）において気候変動の議論が進められており、昨年10月にSIFがIAISと共同で公表した、保険セクターにおける気候関連リスクの監督に関するアプリケーションペーパーの市中協議書に対して、日本損害保険協会からもコメントをいただいたと承知している。
- 国際的な動きが非常に速い分野であるので、金融庁としても国際的

な議論の場に積極的に参加しつつ、皆様と密接に意見交換・情報交換を行い、対応を進めていきたい。

#### 7. サステナブルファイナンス有識者会議の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、昨年12月25日に有識者会議を設置した。
- 本年1月の初回会合以来、3回目となる会合が本日（2月18日）開催される。これまで、初回総論に続き「企業による気候関連開示」、「金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供」について議論してきたが、今回は、金融機関によるサステナブルファイナンスの推進等のテーマについて考えられる課題や対応案について検討を行う予定。

#### 8. 保険監督者国際機構（IAIS）による「2020年グローバル保険市場レポート：Covid-19編」の公表について

- IAISでは、2012年より、グローバルな保険セクターの動向並びにそのリスク及び脆弱性を評価し、その結果を「グローバル保険市場報告書（GIMAR）」として公表している。

※GIMAR：Global Insurance Market Reportの略。

- 2020年はコロナ禍を踏まえ、その保険セクターに対する影響のリスク評価し、その結果をGIMAR特別編として12月17日に公表した。
- 概要については以下のとおり。
  - ・ 2020年上半期、金融市場の変動が保険会社の資産側への影響を通じて、保険セクターのソルベンシー及び収益性に影響を与えた。その一方で、流動性への影響はあまりなかった。
  - ・ 一部地域における金融・財政政策の効果もあり、グローバルに見て保険セクターは強靱性を示しており、適格資本は所要資本を十分に上回っている。



- ・ 他方で、コロナ禍の先行きが不透明であることから、脆弱性は残存している。
- データの提供にご協力いただいた大手社におかれては、コロナ禍による数々の制約にもかかわらず、IAIS からの要請に応じていただき、深く感謝申し上げます。
- IAIS では、引き続き、フォワードルッキングな脆弱性の評価や、適切な監督上の対応に向けたグローバルな対話に取り組んでいくこととしている。金融庁としては、特に、コロナ禍のもとでの各社の業務負担にも留意しつつ、IAIS における議論に参画していきたいと考えているので、ご協力とご理解をよろしくお願いしたい。

#### 9. IAIS の 2021 年の優先課題について

- IAIS では、2021 年の優先課題として、次の 4 点を挙げている。
  - ・ コロナ禍の影響による脆弱性の評価を含む、リスク評価及び金融安定の維持
  - ・ モニタリング期間中における ICS の微修正と、システミックリスクのための包括的枠組みの実施を含めた、主要な金融危機後の改革
  - ・ コロナ禍を受けて加速化した、技術革新、サイバー、気候変動、金融包摂などのもたらすリスクと機会への対処
  - ・ 各国の保険当局が、IAIS の国際基準を理解し、実施することを支援するための活動の拡充
- これらの課題については、現在検討中の、IAIS の 2021-2022 年ロードマップで更に具体化される予定であり、IAIS において合意された後、その概要が公表される予定である。
- 金融庁としては、皆様と意見交換をさせていただきながら、引き続き、こうした国際的な議論に積極的に参画していく。

(以 上)